

小児がん拠点病院連絡協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、小児がん拠点病院連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、調査・審議する。

- 一 小児がんに係る相談支援の向上のための体制整備に関すること
- 二 小児がんに係る情報収集及びその発信に関すること
- 三 全国的小児がんに係る臨床試験の支援に関すること
- 四 小児がん拠点病院等に対する診断、治療などの診療支援に関すること
- 五 小児がん診療に携わる者の育成に係る国内の体制整備に関すること
- 六 小児がんの登録体制に関すること
- 七 その他小児がんに係る全国的な体制整備等に関すること

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる医療機関等の長により指名された小児がん担当者によって構成する。

- 一 小児がん拠点病院
 - 二 小児がん中央機関
 - 三 その他協議会が必要と認めたもの
- 2 前項のほか、オブザーバーとして患者団体等を加えることができる。
- 3 協議会の会長は、国立成育医療研究センター理事長とする。
- 4 協議会の副会長は、国立がん研究センター理事長とする。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会の議長は、会長とする。
- 3 会長が招請するものは必要に応じて協議会へ出席できるものとする

(協議会幹事)

第5条 協議会幹事は、必要に応じて、会長指名の構成員等によって構成する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、国立成育医療研究センターが担当する。

2 事務局は、協議会が開催されたときは、議事要旨を作成する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成26年10月9日から施行する。